

## 雨水貯留タンク補助金制度に関するよくある質問

Q：雨水貯留タンクの補助金の必要書類は？

A：

市様式の申請書	市 HP からダウンロードすることが可能です。他にも各区役所情報公開コーナーにおいても配布しています。
雨水タンク購入領収書	宛名は「申請者」及び「振込口座名義」と同一にしてください。
雨水タンク設置工事領収書	業者等が設置し、工事費用が発生している場合に必要です。宛名は「申請者」及び「振込口座名義」と同一にしてください。
位置図	建物のどこに設置したかがわかる図面になります。手書きなど、簡易なものでも問題ありません
写真	写真の目的は、「申請書通りのタンクが設置されていること」及び「雨どい等から取水し、雨水貯留タンクとしての機能を果たしていること」を確認するためです。そのためタンク全体が写っている様子や、雨水貯留タンクと雨どいの接続状況が分かるように撮影してください。写真は複数でも構いません。

Q：補助金はいくらか？

A：購入費及び設置費の合計金額（税込）の半額を補助します。ただし、3万円が上限です。また、補助額は千円未満切り捨ての為、45,000円のタンクを設置申請した場合、半額は22,500円ですが、500円切り捨てて、22,000円の補助となります。

Q：補助金は雨水貯留タンクの購入に対してだけか？

A：雨水貯留タンクの購入費と設置費の両方を補助します。その際、購入費の領収証に加えて設置費の領収証も必要になります。また雨水貯留タンクを設置するために購入された備品（ホースや固定具等）についても補助の対象となります。その際購入された備品を明確にした内訳書（該当備品をマークするなど）を添付ください。

Q：購入はしたが、設置は自分で行った。設置工事費はでるか？また、自作タンクは？

A：自ら設置したものについては、設置工事費の補助対象外です。また、市販で購入したものを補助の対象としているため、自作タンクについても補助対象外です。ただし雨水貯留タンクとして販売されていないタンクについて、雨水貯留タンクとして活用する場合、補助の対象となる場合がございます。その際は環境対策課水質土壌係までご相談ください。

Q：領収書の代わりにレシートでもいいか？

A：申請者本人が購入したことが確認できる領収書が原則必要となります。（万が一、レシートのみしか手元にない場合、他の商品も記載されている等、事務手続き上混乱を招く場合がありますので、申請の対象部分にマークをするなど、申請費用が明確になるようにしてください。）

Q：申請のタイミングはいつか？

A：設置が完了した後の申請になります。ただし、申請及び設置（購入）は同一年度内に限ります。（昨年度設置（購入）したものについて、翌年度申請することはできません。）

Q：補助対象となる製品や販売店の指定はあるか？

A：製品や販売店の指定は行っておりません。ホームセンター、工務店、インターネット等、販売店でよくご相談になり、設置予定場所に適した雨水貯留タンクをお選びください。

Q：雨水貯留タンクの容量に条件はあるか？（例えば80L以上など）

A：容量に対する条件はありませんが、より多くの雨水が有効利用されるようにご協力をお願いします。

Q：一人で何回でも申請できるか？

A：原則、1建築物に申請は1回限りです。1つの建築物にタンクを複数設置し、それを1回とする申請も可能ですが、その場合でも補助額は最大3万円です。ただし、複数の建築物に設置する場合には、建築物の棟数分の申請が可能です。

Q：申請書の提出方法は？

A：申請先は環境対策課窓口です。郵送での受付も可能です。申請書の内容について確認したい事項が発生した場合、お電話等でご連絡する場合がございますので、確実に連絡可能な連絡先をご記入ください。

Q：事業所や保育園に雨水貯留タンクを設置した場合でも申請はできるか？

A：市内建築物であれば申請できます。（申請者は、雨水タンク設置につき正当な権原を有する人〔建物の管理者等〕になります。）